

改正

平成22年8月25日規則第17号

平成23年3月25日規則第6号

平成24年3月28日規則第9号

平成24年9月28日規則第21号

南相馬市子ども医療費の助成に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、子どもの医療費の一部を助成することにより、保護者の負担を軽減し、もって子どもの健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者又は後見人その他子どもの養育にあたる者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、療養費及び家族療養費をいう。
- (5) 一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(助成対象者)

第3条 医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に住所を有する子どもの保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者は除く。

(助成)

第4条 市長は、助成対象者が当該子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法による保険給付を受けた場合に支払った一部負担金の額から次の各号に掲げる額を控除した額を限度として助成するものとする。

(1) 保険者が給付する附加給付があった場合は、その給付額

(2) 他の法令等の規定により医療に関する給付を受けることができる場合は、その給付額

2 市長は、前項の規定による助成を行う場合は、医療機関等の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該医療機関等に支払うものとする。

3 前項の規定による支払がなされたときは、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。

4 第2項の規定にかかわらず、市長は、助成対象者が医療機関等に対し助成の対象となる一部負担金を支払ったときは、当該助成対象者の申請に基づき、助成すべき額を当該助成対象者に支給するものとする。

5 南相馬市国民健康保険条例(平成18年南相馬市条例第134号)第6条の規定によって一部負担金の額を減じている国民健康保険の被保険者については、この規則による医療費の助成を受けたものとみなす。

(受給資格の登録)

第5条 助成対象者は、子ども医療受給資格登録申請書(様式第1号)を提出し、子ども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により登録された助成対象者に対し、子ども医療費受給資格証(様式第2号。以下「受給資格証」という。)を交付する。

(受給資格証の提示)

第7条 前条の規定により受給資格証の交付を受けた助成対象者は、当該子どもが医療を受ける場合、医療機関等に対し、受給資格証を提示しなければならない。

(助成の申請)

第8条 第4条第4項の規定により助成を受けようとするときは、子ども医療費助成申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

(助成金の決定及び交付)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上当該申請に係る助成金の

額を決定し、子ども医療費助成金支給決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

（届出義務）

第10条 助成対象者は、第5条の規定により登録されている受給資格事項について変更があったときは、子ども医療費受給資格内容等変更申請書（様式第5号）により速やかに市長に届けなければならない。

（再交付の申請）

第11条 助成対象者は、第6条の規定により交付を受けた受給資格証を破損し、又は亡失したときは、子ども医療費受給資格証再交付申請書（様式第6号）により市長に再交付の申請をしなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第12条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（第三者行為に係る助成金の返還）

第13条 市長は、子どもが第三者の行為によって生じた医療に係る助成を行った場合において、当該第三者から保護者が賠償を受けたときは、当該賠償額を限度として助成金の返還を求めることができる。

（不正行為による助成金の返還）

第14条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させなければならない。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行し、同日以後の医療行為に係る入院医療費の助成から適用する。

附 則（平成22年規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の南相馬市子ども医療費の助成に関する規則の規定による医療費の助成については、この規則の施行の日以後の診療について適用し、同日前の診療につい

ては、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の南相馬市子ども医療費の助成に関する規則の規定による医療費の助成については、この規則の施行の日以後の診療について適用し、同日前の診療については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月28日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の南相馬市子ども医療費の助成に関する規則の規定による医療費の助成については、この規則の施行の日以後の診療について適用し、同日前の診療については、なお従前の例による。

附 則（平成24年9月28日規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

（南相馬市乳幼児医療費の助成に関する規則の廃止）

- 2 南相馬市乳幼児医療費の助成に関する規則（平成18年南相馬市規則第62号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の日前までに、旧規則の規定によりなされた申請による受給資格の登録は、改正後の南相馬市子ども医療費の助成に関する規則（以下「新規則」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 この規則の施行の日前までに受けた診療に係る医療費については、旧規則の規定は、なお従前の例による。

- 5 この規則による新規則の規定は、施行の日以後に受けた診療に係る医療費から適用し、同日前までに受けた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)